

堺市公報 第150号	令和2年12月18日発行
<h1>堺市公報</h1>	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<b>&lt;告示&gt;</b>	
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援の事業の廃止について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	2
○介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の廃止について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	3
○介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の廃止について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	8
○介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の廃止について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	9
○介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の廃止について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	12
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】	13
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止について 【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】	14
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援の事業の廃止について 【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】	15
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援の事業の廃止について 【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】	15
<b>&lt;公告&gt;</b>	
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について 【市民人権局市民生活部市民協働課】	16

○堺市立農業公園「交流施設」の利用時間について  
 【産業振興局農政部農水産課】・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

○農用地利用集積計画  
 【産業振興局農政部農地課】・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

○都市計画法に基づく工事の完了について  
 【建築都市局開発調整部宅地安全課】・・・・・・・・・・・・ 32

○梅美木多駅前南第1自転車等駐車場の利用料金並びに開場時間及び休場日について  
 【建設局自転車まちづくり部自転車対策事務所】・・・・・・・・ 32

**告 示**

堺市告示第449号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、次のとおり指定居宅介護支援の事業の廃止に係る届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

令和2年12月18日

堺市長 永 藤 英 機

介護保険事業所番号	2776002616
事業所名称	ケアプランステーション ソネット
事業所所在地	堺市堺区新町1番20号 リノ堺東2階
指定の申請者	株式会社優都
主たる事務所の所在地	大阪府堺市堺区新町1番20号
代表者名	森井正浩
廃止年月日	令和2年10月31日
サービスの種類	居宅介護支援

介護保険事業所番号	2776200202
事業所名称	エイジ・ガーデン日置荘ケアプランセンター
事業所所在地	堺市東区日置荘西町三丁29番3号
指定の申請者	株式会社エイジケア
主たる事務所の所在地	大阪府吹田市広芝町9番12号
代表者名	永井勝彦
廃止年月日	令和2年10月31日
サービスの種類	居宅介護支援

## 堺市告示第450号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、次のとおり指定居宅サービスの事業の廃止に係る届出があったので、同法第78条第2号の規定により告示する。

令和2年12月18日

堺市長 永藤英機

介護保険事業所番号	2776002731
事業所名称	訪問入浴 風流
事業所所在地	堺市堺区少林寺町東三丁1番23号 少林寺TK Heights 203号室
指定の申請者	合同会社絆KIZUNA
主たる事務所の所在地	大阪府堺市西区宮下町4番16号
代表者名	坂野信太郎
廃止年月日	令和2年8月24日
サービスの種類	訪問入浴介護

介護保険事業所番号	2766090381
事業所名称	訪問看護ステーションあいわず
事業所所在地	堺市堺区松屋大和川通一丁14番地2-203
指定の申請者	株式会社Oneness
主たる事務所の所在地	大阪府堺市堺区松屋大和川通一丁14番地2-203
代表者名	富田洋嗣
廃止年月日	令和2年9月30日
サービスの種類	訪問看護

介護保険事業所番号	2776102812
事業所名称	訪問介護事業所あおい
事業所所在地	堺市中区深井清水町3555番地 小林ビル202号
指定の申請者	一般社団法人楽都
主たる事務所の所在地	大阪府堺市中区深井清水町3555
代表者名	森井正浩
廃止年月日	令和2年9月30日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2776500635
事業所名称	アミカなかもず介護センター
事業所所在地	堺市北区百舌鳥梅町三丁目4番7号 豊ハイツ3号
指定の申請者	株式会社HCM
主たる事務所の所在地	東京都港区東麻布一丁目28番13号
代表者名	内藤良明
廃止年月日	令和2年9月30日

サービスの種類	訪問介護
---------	------

介護保険事業所番号	2776301364
事業所名称	ヘルパーステーション陽だまりつくの
事業所所在地	堺市西区津久野町一丁24番22号 パークハイム津久野101号
指定の申請者	有限会社酔族館
主たる事務所の所在地	大阪府東大阪市長堂一丁目29番4号
代表者名	小田眞由美
廃止年月日	令和2年10月14日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2770106728
事業所名称	ひまわり訪問介護サービス御陵通
事業所所在地	堺市堺区大仙西町五丁131-3 ベルメゾン御陵(Ⅰ)102号
指定の申請者	有限会社ひまわり訪問介護サービス
主たる事務所の所在地	大阪府堺市堺区北旅籠町西一丁目1番24号
代表者名	宮下久美子
廃止年月日	令和2年10月31日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2776003630
事業所名称	土屋訪問介護事業所 堺
事業所所在地	堺市堺区向陵西町四丁2-19 モデラート三国ヶ丘502号室
指定の申請者	ユースタイルラボラトリー株式会社
主たる事務所の所在地	東京都中野区中央一丁目35番6号 レッチフィールド中野坂上ビル6F

代表者名	大畑健
廃止年月日	令和2年10月31日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2776102937
事業所名称	訪問介護ステーションはな
事業所所在地	堺市中区辻之1189番271
指定の申請者	特定非営利活動法人花菜
主たる事務所の所在地	大阪府高石市東羽衣五丁目17番20号
代表者名	西居まゆみ
廃止年月日	令和2年10月31日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2776200186
事業所名称	エイジケア日置荘ヘルパーステーション
事業所所在地	堺市東区日置荘西町三丁目29番3号
指定の申請者	株式会社エイジケア
主たる事務所の所在地	大阪府吹田市広芝町9番12号
代表者名	永井勝彦
廃止年月日	令和2年10月31日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2776302560
事業所名称	鳳ヘルパーステーション愛
事業所所在地	堺市西区上四二九番地 北野ハイツ二〇三号

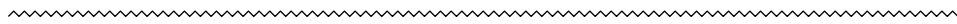
指定の申請者	株式会社アイリー
主たる事務所の所在地	大阪府大阪市東成区東小橋二丁目11番28号 スペースワン1階
代表者名	宣哲
廃止年月日	令和2年10月31日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2776002038
事業所名称	ツクイ堺
事業所所在地	堺市堺区向陵西町二丁目4-12
指定の申請者	株式会社ツクイ
主たる事務所の所在地	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号
代表者名	高橋靖宏
廃止年月日	令和2年9月30日
サービスの種類	通所介護

介護保険事業所番号	2770108997
事業所名称	ツクイ堺深阪
事業所所在地	堺市中区深阪四丁目1番62号
指定の申請者	株式会社ツクイ
主たる事務所の所在地	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号
代表者名	高橋靖宏
廃止年月日	令和2年9月30日
サービスの種類	通所介護

介護保険事業所番号	2776102051
-----------	------------

事業所名称	ツクイ堺大野芝
事業所所在地	堺市中区大野芝町164-1
指定の申請者	株式会社ツクイ
主たる事務所の所在地	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号
代表者名	高橋靖宏
廃止年月日	令和2年9月30日
サービスの種類	通所介護



堺市告示第451号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、次のとおり指定介護予防サービスの事業の廃止に係る届出があったので、同法第115条の10第2号の規定により告示する。

令和2年12月18日

堺市長 永藤英機

介護保険事業所番号	2776002731
事業所名称	訪問入浴 風流
事業所所在地	堺市堺区少林寺町東三丁目1番23号 少林寺TKハイツ203号室
指定の申請者	合同会社絆KIZUNA
主たる事務所の所在地	大阪府堺市西区宮下町4番16号
代表者名	坂野信太郎
廃止年月日	令和2年8月24日
サービスの種類	介護予防訪問入浴介護



介護保険事業所番号	2766090381
事業所名称	訪問看護ステーションあいわす
事業所所在地	堺市堺区松屋大和川通一丁14番地2-203
指定の申請者	株式会社Oneness
主たる事務所の所在地	大阪府堺市堺区松屋大和川通一丁14番地2-203
代表者名	富田洋嗣
廃止年月日	令和2年9月30日
サービスの種類	介護予防訪問看護

## 堺市告示第452号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定に基づき、次のとおり指定地域密着型サービスの事業の廃止に係る届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和2年12月18日

堺市長 永藤英機

介護保険事業所番号	2770103303
事業所名称	デイサービスセンターきらら
事業所所在地	堺市中区辻之849番地
指定の申請者	有限会社なかむら
主たる事務所の所在地	大阪府堺市中区深阪四丁18番15号
代表者名	中村光宏
廃止年月日	令和2年8月31日
サービスの種類	地域密着型通所介護

介護保険事業所番号	2776401511
事業所名称	あした葉デイサービス桃山台
事業所所在地	堺市南区桃山台二丁15番地5
指定の申請者	株式会社うるま
主たる事務所の所在地	大阪府堺市中区東山900番地 ジョイビル302号
代表者名	石川春美
廃止年月日	令和2年9月30日
サービスの種類	地域密着型通所介護

介護保険事業所番号	2776302115
事業所名称	デイサービスセンター マーヤの里 上野芝
事業所所在地	堺市西区上野芝町五丁9番20号
指定の申請者	社会福祉法人マーヤ
主たる事務所の所在地	大阪府堺市西区上野芝町五丁9番20号
代表者名	森下光雄
廃止年月日	令和2年9月30日
サービスの種類	地域密着型通所介護

介護保険事業所番号	2776501021
事業所名称	デイサービス楽笑
事業所所在地	堺市北区新金岡町五丁7番541号
指定の申請者	株式会社楽笑
主たる事務所の所在地	大阪府堺市北区新金岡町五丁7番541号
代表者名	田中利巳
廃止年月日	令和2年9月30日

サービスの種類	地域密着型通所介護
---------	-----------

介護保険事業所番号	2770109003
事業所名称	ツクイ堺深阪グループホーム
事業所所在地	堺市中区深阪4丁1番62号
指定の申請者	株式会社ツクイ
主たる事務所の所在地	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号
代表者名	高橋靖宏
廃止年月日	令和2年9月30日
サービスの種類	認知症対応型通所介護

介護保険事業所番号	2770109003
事業所名称	ツクイ堺深阪グループホーム
事業所所在地	堺市中区深阪4丁1番62号
指定の申請者	株式会社ツクイ
主たる事務所の所在地	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号
代表者名	高橋靖宏
廃止年月日	令和2年9月30日
サービスの種類	認知症対応型共同生活介護

介護保険事業所番号	2796200158
事業所名称	エイジ・コート日置荘
事業所所在地	堺市東区日置荘西町三丁目29番3号
指定の申請者	株式会社エイジケア
主たる事務所の所在地	大阪府吹田市広芝町9番12号

代表者名	永井勝彦
廃止年月日	令和2年10月31日
サービスの種類	定期巡回・随時対応型訪問介護看護

堺市告示第453号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の15第2項の規定に基づき、次のとおり指定地域密着型介護予防サービスの事業の廃止に係る届出があったので、同法第115条の20第2号の規定により告示する。

令和2年12月18日

堺市長 永藤英機

介護保険事業所番号	2770109003
事業所名称	ツクイ堺深阪グループホーム
事業所所在地	堺市中区深阪4丁1番62号
指定の申請者	株式会社ツクイ
主たる事務所の所在地	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号
代表者名	高橋靖宏
廃止年月日	令和2年9月30日
サービスの種類	介護予防認知症対応型通所介護

介護保険事業所番号	2770109003
事業所名称	ツクイ堺深阪グループホーム
事業所所在地	堺市中区深阪4丁1番62号
指定の申請者	株式会社ツクイ

主たる事務所の所在地	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号
代表者名	高橋靖宏
廃止年月日	令和2年9月30日
サービスの種類	介護予防認知症対応型共同生活介護

堺市告示第454号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和2年12月18日

堺市長 永藤英機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
TKサポート合同会社	居宅介護	あがいていーだ	大阪府堺市西区上野芝向ヶ丘町四丁24番72号	令和2年12月1日
TKサポート合同会社	重度訪問介護	あがいていーだ	大阪府堺市西区上野芝向ヶ丘町四丁24番72号	令和2年12月1日
しんあい株式会社	居宅介護	心あい三国ヶ丘	大阪府堺市堺区向陵西町三丁5-31メゾンDⅡ202号	令和2年12月1日
しんあい株式会社	重度訪問介護	心あい三国ヶ丘	大阪府堺市堺区向陵西町三丁5-31メゾンDⅡ202号	令和2年12月1日
株式会社 NOR THSIDE	居宅介護	ゆい訪問介護サービスもず	大阪府堺市堺区旭ヶ丘中町一丁5番9号	令和2年12月1日
株式会社 NOR THSIDE	重度訪問介護	ゆい訪問介護サービスもず	大阪府堺市堺区旭ヶ丘中町一丁5番9号	令和2年12月1日

株式会社 Wel i n n o v A t i o N	居宅介護	ウエルF i r m訪問介護	大阪府堺市西区鳳南 町一丁3番3号W6 号室	令和2年12月 1日
株式会社 Wel i n n o v A t i o N	重度訪問介護	ウエルF i r m訪問介護	大阪府堺市西区鳳南 町一丁3番3号W6 号室	令和2年12月 1日
株式会社 Wel i n n o v A t i o N	行動援護	ウエルF i r m訪問介護	大阪府堺市西区鳳南 町一丁3番3号W6 号室	令和2年12月 1日
株式会社 Wel i n n o v A t i o N	同行援護	ウエルF i r m訪問介護	大阪府堺市西区鳳南 町一丁3番3号W6 号室	令和2年12月 1日
株式会社 めぐみ	短期入所	エニシア堺	大阪府堺市中区八田 北町595-1	令和2年12月 1日
株式会社 永愛	生活介護	故郷デイサー ビス	大阪府堺市南区御池 台四丁7番地2	令和2年12月 1日
株式会社 社会福 祉研究所	居宅介護	ヘルパーステ ーションコー ジー南花田	大阪府堺市北区南花 田町88番地1号 新 緑南花田1F	令和2年12月 1日
株式会社 社会福 祉研究所	重度訪問介護	ヘルパーステ ーションコー ジー南花田	大阪府堺市北区南花 田町88番地1号 新 緑南花田1F	令和2年12月 1日
合同会社 イース トワン	就労継続支援 (B型)	イーストワン	大阪府堺市西区鳳東 町三丁265番2	令和2年12月 1日

## 堺市告示第455号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止に係る届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和2年12月18日

堺市長 永藤英機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	廃止年月日
株式会社 エイドホーム	居宅介護	介護24さかい	大阪府堺市堺区新町1-20-202号	令和2年11月30日
特定非営利活動法人 み・らいず2	居宅介護	ヘルプセンターと・らいずなかもず	大阪府堺市北区中百舌鳥町二丁104番なかもず駅前ビル402	令和2年11月30日
特定非営利活動法人 み・らいず2	重度訪問介護	ヘルプセンターと・らいずなかもず	大阪府堺市北区中百舌鳥町二丁104番なかもず駅前ビル402	令和2年11月30日

## 堺市告示第456号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定に基づき、次のとおり指定一般相談支援の事業の廃止に係る届出があったので、同法第51条の30第1項第2号の規定により告示する。

令和2年12月18日

堺市長 永藤英機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	廃止年月日
株式会社 さんらい	地域移行支援	相談支援事業所つかさ	大阪府堺市堺区宿院町東二丁2番15号さんらいビル202号室	令和2年11月30日
株式会社 さんらい	地域定着支援	相談支援事業所つかさ	大阪府堺市堺区宿院町東二丁2番15号さんらいビル202号室	令和2年11月30日

## 堺市告示第457号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第4項の規定に基づき、次のとおり指定特定相談支援の事業の廃止に係る届出があったので、同法第51条の30第2項第2号の規定により告示する。

令和2年12月18日

堺市長 永 藤 英 機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	廃止年月日
株式会社 さんらい	計画相談支援	相談支援事業所つかさ	大阪府堺市堺区宿院町東二丁2番15号 さんらいビル202号室	令和2年11月30日
有限会社 AYA NO	計画相談支援	S-ONEケ アプランセン ター	大阪府堺市中区深井中町3280番地	令和2年11月30日

## 公 告

堺市公告第710号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年12月18日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
堺市戦略的公設防犯カメラ機器賃貸借（リース） 1式



2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称

- (1) 堺市堺区南瓦町3番1号  
堺区役所自治推進課
- (2) 堺市中区深井沢町2470番地7  
中区役所自治推進課
- (3) 堺市東区日置荘原寺町195番地1  
東区役所自治推進課
- (4) 堺市西区鳳東町6丁600番地  
西区役所自治推進課
- (5) 堺市南区桃山台1丁1番1号  
南区役所自治推進課
- (6) 堺市北区新金岡町5丁1番4号  
北区役所自治推進課
- (7) 堺市美原区黒山167番地1  
美原区役所自治推進課

3 落札者を決定した日

令和2年11月19日

4 落札者の氏名及び住所

NTT・TCリース株式会社関西支店  
取締役関西支店長 戸澤 哲也  
大阪市中央区平野町2丁目3番7号 アーバンエース北浜ビル

5 落札金額

¥832,810- (月額当たりの税込単価)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

令和2年10月9日

~~~~~  
堺市公告第711号

堺市立農業公園条例（平成12年条例第21号）第24条第1項第2号の規定に基づき、堺市立農業公園「交流施設」の利用時間を指定管理者が定めたので、同条第2項において準用する同条例第23条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年12月18日

堺市長 永 藤 英 機

利用時間 午前9時30分から午後4時30分まで（令和3年1月7日（木）から同月31日（日）までの間）

※令和3年2月1日（月）から同年3月31日（水）までの期間の利用時間については、毎月の状況に鑑み決定する。

~~~~~  
堺市公告第712号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年12月18日

堺市長 永 藤 英 機

令和2年度 第9号

農 用 地 利 用 集 積 計 画

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定

により、農用地利用集積計画を定める。

令和2年12月3日

堺 市

1 利用権設定各筆明細

利用権の設定を受ける者(借り手)		利用権を設定する者(貸し手)				設定する利用権							
住所	氏名	所在	地番	現況地目	地積(m <sup>2</sup> )	住所	氏名	利用権の種類及び適用される共通事項	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方法
堺市北区金岡町2239番地	芝尾 健	北区金岡町	2490-1	田	720	堺市堺区向藤西町3丁2番16号	加藤 正晴	使用貸借による権利	田として利用	令和3年1月1日	令和5年12月31日	-	-
		北区金岡町	2490-2	田	70								
堺市中区平井572番地6	中野 年宏	中区辻之	1383-1	田	1,126	堺市中区辻之62番地	玉山 和英	使用貸借による権利	田として利用	令和3年1月1日	令和5年12月31日	-	-
		中区辻之	1385-1	田	700								
		中区辻之	2017	田	2,573								
堺市中区平井572番地6	中野 年宏	中区楠葉	107-1	田	1,004	堺市中区楠葉44番地	永野 美化	使用貸借による権利	田として利用	令和3年3月1日	令和6年2月29日	-	-
		中区楠葉	107-2	田	961								
		中区楠葉	108-2	田	310								
堺市南区榎尾3178番地	山本 享映	南区榎尾	429	田	631	大阪府和泉市久井町279番地の1	横田 美智代	使用貸借による権利	田として利用	令和3年3月1日	令和6年2月29日	-	-
		南区榎尾	431	田	267								
		南区榎尾	432	田	509								
堺市南区榎尾3178番地	山本 享映	南区榎尾	434	田	472	堺市南区桃山台2丁4番3号	中井 由弘	使用貸借による権利	田として利用	令和3年3月1日	令和6年2月29日	-	-
		南区榎尾	444	田	300								
		南区榎尾	445	田	112								
堺市東区高松486番地	谷 好勝	東区北野田	922	田	1,140	大阪府大阪狭山市東野高2丁目844番地の1	山口 幸作	使用貸借による権利	田として利用	令和3年1月1日	令和5年12月31日	-	-
		東区北野田	923	田	1,166								
堺市中区新家町679番地11	納 健二郎	美原区阿弥	244	田	2,591	堺市美原区阿弥291番地	松永 美保	使用貸借による権利	畑として利用	令和3年3月1日	令和6年2月29日	-	-

利用権の設定を受ける者(借り手)			利用権を設定する者(貸し手)			設定する利用権						
住所	氏名	所在	地番	現況地目	地積(m <sup>2</sup> )	住所	氏名	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方法
堺市南区大庭寺369番地	北野 幸泰	南区稲葉2丁	1775-1	田	1,355	堺市西区菱木4丁2810番地1	辻林 信一	田として利用	令和3年3月1日	令和6年2月29日	-	-
堺市美原区真福寺322番地	本並 昌幸	美原区太井	65-2	田	578	堺市美原区大保301番地1	森 育子	使用貸借による権利	令和3年3月1日	令和6年2月29日	-	-
堺市東区丈六420番地	尾西 正雄	東区丈六	2-3	田	116	堺市東区草尾1160番地	小谷 清	貸貸借	令和3年1月1日	令和5年12月31日	20,000	毎年末までに貸手宅へ持参
		東区丈六	4-1	田	1,719							

1. 利用権設定各筆明細(農地中間管理事業分)

利用権の設定を受ける者(借り手)			利用権を設定する者(貸し手)			設定する利用権						
住所	氏名	所在	地番	現況地目	地積(m <sup>2</sup> )	住所	氏名	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方法
大阪府中央区南本町2丁目1番8号	一般財団法人 大阪府みどり公社	南区大庭寺	276-1	田	323	堺市南区野々井3065番地3	浅井 義博	田として利用	令和3年1月1日	令和5年12月31日	-	-
堺市堺区柳之町西1丁目1番24号	クリーン建設 株式会社	南区大庭寺	277	田	1,021	大阪府中央区南本町2丁目1番8号	一般財団法人 大阪府みどり公社	使用貸借による権利 農地中間管理事業 共通事項1	令和3年1月1日	令和5年12月31日	-	-
大阪府中央区南本町2丁目1番8号	一般財団法人 大阪府みどり公社	中区上之	2087	田	332	堺市北区新金岡町5丁目3番233号 大阪府北都忠臣町高瀬1丁目11番18号	北野 光男 西野 里美	田として利用	令和3年1月1日	令和5年12月31日	-	-
堺市堺区柳之町西1丁目1番24号	クリーン建設 株式会社	中区上之	2088	田	622	大阪府中央区南本町2丁目1番8号	一般財団法人 大阪府みどり公社	使用貸借による権利 農地中間管理事業 共通事項2	令和3年1月1日	令和5年12月31日	-	-

**使用貸借**

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 解約権の留保の禁止

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

## (2) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

## (3) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

## (4) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

## (5) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかに問わず返還の代償を請求してはならない。

## (6) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (7) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (8) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

## 賃貸借

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

## (2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

## (3) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

## (4) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

## (5) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

## (6) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかに問わず返還の代償を請求してはならない。

## (7) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (8) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (9) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

## 農地中間管理事業1

## 2 共通事項（機構→転借人）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定を受ける権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 権利の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

## (2) 権利取得者の責務

1の各筆明細に定める農地中間管理機構（以下「甲」という。）を通じて権利の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、当該土地について次の責務を負う。

ア 乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 甲は、乙によりアの責務が果たされていないと認められるときは、大阪府知事の承認を受けて、当該土地に係る権利の設定を解除することができる。

## (3) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

## (4) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。

## (5) 転貸又は譲渡

乙は、本計画により権利の設定を受けた土地について転貸し、又は設定を受けた権利を譲渡してはならない。

## (6) 遅延損害金

ア 甲は、乙が1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を請求することができる。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年10.95パーセントの割合で計算して得た額とする。

## (7) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、土地所有者の費用と責任において当該土地の修繕を要請する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で土地所有者の同意を得たときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲を通じて土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲を通じて土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には土地所有者の同意を要しない。

ウ 甲が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

エ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

## (8) 租税公課の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙の負担とする。

## (9) 賃借権又は使用貸借による権利の解除

天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、大阪府知事の承認を得て、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定された権利は解除することができる。

## (10) 当該土地の返還

賃借権又は使用貸借による権利の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

## (11) 賃借権又は使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止



甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び大阪府が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(12) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び大阪府が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに土地所有者の費用に関する支払区分の内容	甲及び乙の支払額について土地所有者の償還すべき額及び方法	備考
—	—	—	—

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備考
水利費	水利費は地権者が負担	—

## 3 共通事項（所有者→機構）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 利用権の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

## (2) 借賃の増減額請求

農地中間管理機構に権利を設定する者（以下「甲」という。）及び農地中間管理権を取得して権利の設定を行う者（以下「乙」という。）は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

## (3) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。但し、貸借開始から5年間は据え置く。

## (4) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

## (5) 転貸

乙は、当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることができる。

## (6) 借賃の減額

権利の目的物が農地である場合で、目的物の転借人から乙に対して農地法第20条の規定に基づく借賃の減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合には、乙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定める。

## (7) 境界の明示

甲は、当該土地の権利設定の始期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界について合意を得ておく。

## (8) 負担の除去

甲は、当該土地の権利設定の始期までに、乙の権利の行使を阻害する負担を除去するとともに、権利の存続期間中においても、権利の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

## (9) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び転借人の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は転借人に修繕させることができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は転借人に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

## (10) 租税公課の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が転借人に負担させる。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が転借人に負担させる。

## (11) 権利の解約・解除

ア 甲及び乙は、権利の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、やむをえない事由により存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

イ 乙は、2年を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき、又は、災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったときは、大阪府知事の承認を受けて、権利を解除することができる。

## (12) 当該土地の返還

利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用

によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(13) 権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(14) 利用権取得者の責務

乙は、転借人に対し、この農用地利用集積計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

(15) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに転借人の費用に関する支払区分の内容	乙及び転借人の支払額について甲の償還すべき額及び方法	備考
—	—	—	—

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備考
水利費	水利費は地権者が負担	—

## 農地中間管理事業2

## 2 共通事項（機構→転借人）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定を受ける権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 権利の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

## (2) 権利取得者の責務

1の各筆明細に定める農地中間管理機構（以下「甲」という。）を通じて権利の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、当該土地について次の責務を負う。

ア 乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 甲は、乙によりアの責務が果たされていないと認められるときは、大阪府知事の承認を受けて、当該土地に係る権利の設定を解除することができる。

## (3) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

## (4) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。

## (5) 転貸又は譲渡

乙は、本計画により権利の設定を受けた土地について転貸し、又は設定を受けた権利を譲渡してはならない。

## (6) 遅延損害金

ア 甲は、乙が1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を請求することができる。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年10.95パーセントの割合で計算して得た額とする。

## (7) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、土地所有者の費用と責任において当該土地の修繕を要請する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で土地所有者の同意を得たときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲を通じて土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲を通じて土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には土地所有者の同意を要しない。

ウ 甲が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

エ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

## (8) 租税公課の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙の負担とする。

## (9) 賃借権又は使用貸借による権利の解除

天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、大阪府知事の承認を得て、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定された権利は解除することができる。

## (10) 当該土地の返還

賃借権又は使用貸借による権利の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

## (11) 賃借権又は使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び大阪府が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(12) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び大阪府が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに土地所有者の費用に関する支払区分の内容	甲及び乙の支払額について土地所有者の償還すべき額及び方法	備 考
—	—	—	—

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備 考
賦課金	賦課金は転借人が負担	—

### 3 共通事項（所有者→機構）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

#### (1) 利用権の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

#### (2) 借賃の増減額請求

農地中間管理機構に権利を設定する者（以下「甲」という。）及び農地中間管理権を取得して権利の設定を行う者（以下「乙」という。）は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

#### (3) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。但し、貸借開始から5年間は据え置く。

#### (4) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

#### (5) 転貸

乙は、当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることができる。

#### (6) 借賃の減額

権利の目的物が農地である場合で、目的物の転借人から乙に対して農地法第20条の規定に基づく借賃の減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合には、乙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定める。

#### (7) 境界の明示

甲は、当該土地の権利設定の始期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界について合意を得ておく。

#### (8) 負担の除去

甲は、当該土地の権利設定の始期までに、乙の権利の行使を阻害する負担を除去するとともに、権利の存続期間中においても、権利の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

#### (9) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び転借人の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は転借人に修繕させることができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は転借人に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

#### (10) 租税公課の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が転借人に負担させる。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が転借人に負担させる。

#### (11) 権利の解約・解除

ア 甲及び乙は、権利の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、やむをえない事由により存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

イ 乙は、2年を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき、又は、災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったときは、大阪府知事の承認を受けて、権利を解除することができる。

#### (12) 当該土地の返還

利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用

によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(13) 権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(14) 利用権取得者の責務

乙は、転借人に対し、この農用地利用集積計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

(15) その他

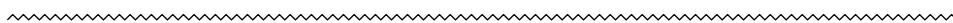
この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに転借人の費用に関する支払区分の内容	乙及び転借人の支払額について甲の償還すべき額及び方法	備考
—	—	—	—

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備考
賦課金	賦課金は転借人が負担	—



堺市公告第713号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年12月18日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

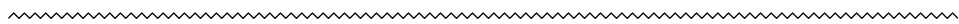
堺市美原区黒山39番1、39番10、41番2及び42番1並びに多治井1番1、2番、3番、3番2、3番3、4番、5番1、5番4及び5番5並びに地先水路

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市美原区黒山39番地の10

医療法人暁美会

理事長 田中 大吉



堺市公告第714号

堺市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年条例第9号）第17条の8第2項及び第17条の9第1項第2号の規定に基づき、梅美木多駅前南第1自転車等駐車場の利用料金並びに開場時間及び休場日を指定管理者が定めたので、同条例第17条の8第3項（同条例第17条の9第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり公告する。

令和2年12月18日

堺市長 永 藤 英 機



1 利用料金及び開場時間

鉄道	駅名	名称	階層別	一時使用料(1日・1回につき) (単位:円)			定期使用料(1か月)通常 (単位:円)			定期使用料(3か月)通常 (単位:円)			開場時間
				自転車	原動機付 自転車 (50cc以下)	自動二輪車 (50cc超)	自転車	原動機付 自転車 (50cc以下)	自動二輪車 (50cc超)	自転車	原動機付 自転車 (50cc以下)	自動二輪車 (50cc超)	
泉 北 高 速	梅 美 木 多	梅美木多駅前南第1	1F	110	—	/	—	—	/	—	—	/	午前6時から翌 日の午前1時ま で
			2F	—	—	/	2,080	—	/	5,650	—	/	
			3F	—	—	/	1,560	—	/	4,400	—	/	

2 休場日

12月31日から翌年1月3日まで